

四万十町いじめ防止基本方針



平 成 2 6 年 3 月

一次改定：平成 30 年 3 月

二次改定：令和 7 年 3 月

四万十町

はじめに	1
第1 いじめ防止等（いじめを防ぐことや、早く見つけて解決する）のために知っておくべきこと	2
1 四万十町いじめ防止基本方針がめざすこと	2
2 いじめとは（定義）	2
3 基本方針の目標と大切にしたい視点	3
4 町のいじめの現状	5
5 いじめ防止等の基本的な考え方	6
（1）いじめをさせない	6
（2）いじめに気づく	6
（3）いじめに対応する	7
（4）学校、家庭、地域で子どもを見守る	7
（5）関係機関とつながり子どもを支える	8
第2 いじめ防止等の対策	9
1 いじめ防止等の町の組織	9
（1）「四万十町いじめ問題対策連絡協議会」について	9
（2）教育委員会の附属機関について	9
2 いじめ防止等のために町が行うこと	10
（1）学校が中心となって進める取組への支援	10
（2）教職員が子どもと向き合える体制づくり	15
（3）学校、家庭、地域、関係機関が協力し進める取組	16
（4）県教育委員会との協力	17
（5）学校評価を行う時に気をつけること	17
（6）町民のいじめ問題への関心を高め、正しい理解を深める取組の推進	17
3 いじめ防止等のために学校が行うこと	18
（1）学校いじめ防止基本方針をつくる	18
（2）学校にある「いじめの防止等の取組のための組織」	20
（3）学校がいじめ防止等のために行うこと	23
4 重大事態への対処	28
（1）町教育委員会又は学校による調査	28
（2）調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置	32
第3 その他留意事項	33

はじめに

いじめは、いじめを受けた子どもたちの教育を受ける権利を奪い、子どもたちの心と身体の成長や、一人の人間となる成長過程に大きな影響を与えるものです。

また場合によっては、いじめられた子どもの生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれもあります。

いじめは、大人社会にある暴力、体罰、児童虐待、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントなどといったものと同じ社会問題です。また、他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を認めていると思われるような行動や言動を許したり、「自分とは違う、合わない」という理由で特定の人を差別したりといった、大人の行動や言動が、子どもに影響を与えているということも言われています。

一人でも多くの子どもをいじめから救うためには、子どものお手本となるべき大人一人一人が、互いを認め合い、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるような人権感覚を身に付けることが必要です。あわせて、子どもの心に寄り添いつつも、「いじめはいかなる理由があろうとも許されない」「いじめは卑怯な行為である」という認識と「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」という意識をもって、一人一人の大人がその役割と責任を自覚しなければなりません。

また、学校や学級で起こったいじめを子どもたちみんなが「他人事」ではなく「自分事」としてとらえ、いじめの解決を目指し、子どもたち一人一人が「夢」や「志」をもち、その実現に向けて自分の力を、思う存分発揮できる学校づくりを進めなければなりません。

さらには、心豊かで安全・安心な社会づくりを、町民一人一人が自ら、主体的に進めなければなりません。

このような基本理念のもと、いじめ問題の克服を目指し、平成26年3月に「四万十町いじめ防止基本方針」を策定しました。その後、国・高知県（以下「県」という。）の基本方針の改定に伴い、平成30年3月に、いじめ防止等のために県が行う取組や施策を示した改定を行いました。

令和4年に生徒指導提要が改定され、子どもがなりたい自分を目指し、自分の幸せと社会の発展のために頑張れるよう大人が支えることの大切さが示されました。また、同年6月に成立した「こども基本法」では、子どもの権利を守ることや子どもが自分の意見を言える場面をつくらねばならないということが示され、このことが法律に位置づけられました。このような社会の変化を踏まえて、令和6年12月に県の基本方針が改定され、いじめをしない、させない取組だけではなく、いじめを生まない環境づくりやいじめを許さない子どもを育てることを目指し、県民総がかりで推進することが示されました。

四万十町においても、県と同様に、『いじめをしない、させない取組』に加えて、『いじめを生まない環境づくり』『いじめを許さない子どもを育てる』ことを目指します。そのため、町・学校・地域・家庭その他の関係者が力を合わせて、いじめ問題を「自分事」としてとらえ、町民総がかりで、いじめを防ぐための取組を総合的かつ効果的に推進することができるよう「四万十町いじめ防止基本方針」をこのたび改定しました。

第1 いじめ防止等（いじめを防ぐことや、早く見つけて解決する）のために知っておくべきこと

1 四万十町いじめ防止基本方針がめざすこと

（地方いじめ防止基本方針）

第12条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

四万十町いじめ防止基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号以下「法」という。）第12条に基づいて、四万十町（以下「町」という。）における「いじめを防ぎ早く見つけて解決するために大切にしたいこと」をまとめたものです。この本基本方針は、国・県が定めた基本方針と学校がつくる「学校いじめ防止基本方針」を結びつけるもので、各学校で行う、いじめを防ぐための取組をつくるものとなるものです。

2 いじめとは（定義）

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1つ1つの言動が、いじめか、いじめではないかを判断するには、例えば「けがをさせたからいじめだ」「嫌がっていないからいじめじゃないだろう」と形式的・表面的にとらえるのではなく、いじめられた子どもの立場に立ち、みんなで考えることが必要です。

この時に、いじめには、冷やかしたりからかい、SNSでの誹謗中傷など、さまざまな形があることを念頭において、いじめか、いじめではないかを判断するに当たり、法第2条にある「心身の苦痛を感じているもの」のとらえを間違えないよう、気をつけなくてはなりません。例えば、本人が嫌な思いをしていたとしても、余計にいじめがエスカレートすることを恐れて「大丈夫だ。いじめられていない」と言ったりする場合もよくあります。こうしたことから、子どもの言葉だけで判断はできないということを念頭に置いたうえで、子どもの表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要があります。

定義に示されている「物理的な影響」とは、叩かれたり蹴られたりといった身体に被害を受ける場合や、金品をたかられたり、持ち物を隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどのことです。

なお、いじめかどうかの判断は、担任などの限られた教職員だけで判断するのではなく、法第 22 条で示されている「学校におけるいじめの防止等の取組のための組織」（以下「学校いじめ対策組織」という。）で判断します。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で辛い思いをしている子どもがいる場合もあるため、「学校いじめ対策組織」でしっかりと調べて、子どもがどんな思いをしているのかに着目し、いじめかどうかを判断します。

例えばインターネット上で悪口を書かれた子どもがいて、その子どもがそのことを知らずにいるような場合もあります。いじめられている子ども本人は嫌な思いをしていない場合であっても、インターネットに書き込みを行った子どもに対する指導等は適切に行わなければなりません。

また、いじめられた子どもの立場に立って、いじめに当たると判断した場合でも、すべてに対して厳しい指導をしなくてはならないとは限りません。例えば、親切心で行ったことが相手の子どもにとっては苦痛を感じることであった場合や、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝り、教職員が介入しなくても、子ども同士で解決し、良好な関係を再び築くことができた場合もあります。そのような場合、学校は、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、1つ1つのケースに応じた柔軟な対応を行うこともできます。ただし、こういった場合であっても、法が定義している「いじめ」に該当しますので、起こった事案を「学校いじめ対策組織」で情報共有することは必ずしなければなりません。

「いじめ」の中には、「犯罪行為として取り扱われるべき」と判断され、早い段階で警察に相談すべきものや、子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報しなければならないものもあります。これらについては、教育的な配慮を行い、被害を受けた子どもがどうしたいのかを聞いたうえで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取ることが必要になってきます。

3 基本方針の目標と大切にしたい視点

いじめの問題をなくすためには、「いじめをさせない」取組を進めることが最も重要です。町民一人一人が「いじめは絶対に許さない」という決意をもつことと、そのような学校の雰囲気や社会の風土をつくっていくことが、いじめ問題をなくすことにつながっていきます。

いじめの問題への対応については、何よりも被害を訴えてきた子どもや、勇気をもっていじめを知らせてくれた子どもを、しっかり守り通す姿勢を大人が示さなければなりません。

そして、いじめの疑いがあるものも含めて、学校等が、しっかりとした対応を行っていかねばなりません。その際、「事実はどうだったか」ということを把握することが必要となりますが、一番大切なのは、傷ついている子どもの気持ちに寄り添った支援を行うことです。

また、子どもは人と触れ合うことを通して、様々なことを感じ取り、成長していきます。そういった社会性^{※1}を身につけるうえで、子どもたちがいじめの加害者や被害者になることを恐れて、人と触れ合うことに躊躇し、萎縮してしまうようなことはあってはなりません。このことから、子どもを取り巻く大人たちは「いじめをさせない」「いじめを早く見つけて解決する」「いじめを再び起こさない」を常に意識し、子どもたちを見守り支えていくことが大切になります。

本基本方針の目標は、いじめを防ぐための取組を大きく町全体に広げ、効果的に進めていくことで、いじめの問題の克服を目指すことです。また、こうしたいじめの問題への取組は、心豊かで安全・安心な社会づくりにもつながっていきます。そこで、以下の5つを大切にしながら、いじめを防ぐための取組に町民総ぐるみで取り組んでいく必要があります。

① 子どもの変化に気づく力を高める

いじめの問題は、学校だけで起こるものではなく、地域社会の中でも起こり得ます。また、子ども同士の間関係の中だけでなく、大人社会でもいじめやハラスメントなどの問題もあります。大人の人権感覚^{※2}の希薄さが、いじめの一因になっているとも考えられます。

このようなことから、子どもに関わるすべての人々がしっかりとした人権感覚をもち、子どもの小さな変化に気づく力を身に付ける必要があります。

② 子どもたちが「夢」や「志」をもてる社会づくり

「夢」や「志」をもつことは、その実現に向かって着実にやり抜こうとする強い意志とともに、社会をつくっていく一人の人間としてよりよい社会をつくっていくとする意欲や態度を育むことにつながります。

このことから、子どもたちが、自分の「夢」や「志」をもてるような教育活動を各学校が進めることができるようにするとともに、子どもたち一人一人の「夢」や「志」を応援する社会環境づくりが必要です。

③ 人と人との結び付きを強める

人と人との触れ合いを大切に、親しみやすく、心が温かいという県民性を、「高知

※1 社会性：コミュニケーション力や協調性、モラル等、社会の一員として生きる上で求められる力

※2 人権感覚：人権が擁護され、実現されている状態を感知して、これを望ましいと感じ、反対に、これが侵害されている状態を感知して、それを許せないとするような、価値志向的な感覚のこと

県は、ひとつの大家族やき。」というキャッチフレーズでアピールした「高知家」のコンセプトは、本町の町民性にも該当します。

このコンセプトに基づき、子ども同士がつながる、子どもと地域の大人がつながる、学校・家庭・地域・関係機関がつながる、こうした取組が進んでいくことによって、豊かな人と人とのつながりがつくりあげられ、いじめを生まない環境を整えていくことにつながっていきます。

④ みんなで子どもを守り、育む

子どもに関わるすべての大人、すべての機関・団体が子どもを見守り、積極的、主体的に関わりながら、子どものもっている能力や可能性を伸ばしていくことが大切です。

そのため、「みんなでいじめ問題に取り組んでいく」という視点をもって、地域ぐるみで子どもを守り、育てる体制づくりを進める必要があります。

⑤ 大人自身が、余裕を持って子どもに接する

大人自身も、子どもたちにゆっくり向き合えるように、身のまわりの環境を整えたり、余裕を持てるよう心がけたりすることが大切です。大人が、心が落ち着く環境や時間を持つことで、子どもたちも安心して過ごすことができ、ゆとりを持って学校生活を送ることにつながると考えます。

4 町のいじめの現状

町のいじめの認知件数は、小学校、中学校とも令和2年度をピークに年々減少しています。

各学校においては、教職員を対象とした「いじめに関する校内研修」や子どもを対象とした「いじめアンケート」を行ってきました。それ以外にも、教職員が一人で抱え込むことがないよう、教職員の間での情報共有を積極的に行ったり、授業、学級活動等での子どもの観察等を複数の目で行うなど、組織的な取組を進めています。このような取組を重ねたことで、教職員のいじめ問題に対する意識の高まりが、いじめの積極的な認知にもつながり、令和2年度までの全国値を大きく上回る認知件数にも反映したと考えています。

近年の認知件数の減少傾向については、町では令和元年度から小小・小中連携推進として積極的な先手型の常態的・先行的な生徒指導として、発達指示的生徒指導の機能をいかした学級活動の研究を進めています。これにより、子どもたちの自己肯定感や友だちとの協働に肯定的な割合が高いなど、子どもの心の安定にもつながる取組が、認知件数減少の要因のひとつと考えています。

しかし、千人当たりのいじめの認知件数では、小学校で全国値を上回っている状況が続いています。引続き「いじめ防止」等の対策を含めた学級活動の取組を進める必要があります。

また、いじめが起こる背景には、不登校と同様に、様々な要因が複合的に関連して発生することがあることにも気をつけなくてはなりません。SNSにおけるいじめのように、いじめが見えにくく深刻になっている状況を考えると、学校だけのいじめを防ぐための取組には限界があり、家庭や地域、関係機関と協力し、学校や子どもを取り巻くすべての人々がいじめを防ぐための取組を推進していく必要があります。

5 いじめ防止等の基本的な考え方

(1) いじめをさせない

「いじめは、どの子どもにも起こりうる」ということを念頭においたうえで、「いじめをさせない」取組を進めていくことは大変重要です。

まず、いじめを生じさせないためには、豊かな心や道徳心を育む取組を、子どもを取り巻く関係者全員で計画的、継続的に行っていくことが大切です。こうした取組を授業や行事等の中で積み重ねていくことで、「いじめは絶対に許されない」ということの理解が、子どもの中で深まっていきます。そのことが、子どもをいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくることにつながっていきます。

また、いじめを行う子どものストレス状況にも着目し、もしそのストレスがいじめへ向かわせている場合は、その改善を図ったうえで、ストレスに適切な対処ができる力を育むことも必要となってきます。

そして、すべての子どもにとって安全で安心な学級づくりに向けて、「人の役に立った、人に喜んでもらえた」といった自己有用感や充実感を感じられるようにすることや、子どもが主体的に活躍できる場を意識的に作りだしていくことも「いじめをさせない」取組として大変重要です。

こうしたいじめの問題への取組について、町民全体に知ってもらうこと、子どもを取り巻く大人たちも一丸となっていじめ問題に立ち向かうことは、いじめ問題を克服するうえで大切なことです。

そのうえで、「いじめを許さない」ということを、伝え続けることや行動で示すことで、いじめをする人が少数派となるような社会にしていける必要があります。

(2) いじめに気づく

初期の段階で「いじめに気づく」ことは、いじめへの迅速な対応につながり、いじめられた子どもの心の傷を最小限にとどめることができます。そのためには、すべて

の大人が連携し、子どもの小さな変化に気づく力を高めることが必要です。いじめは周囲から把握されにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするだけでなく、いじめを受けている子どもが被害を訴えづらい状況にあるなど、大人が気づきにくく、いじめかどうかを判断しにくい形で行われることを理解する必要があります。そのうえで、子ども同士の関係性の変化や、子どもの気になる様子・態度が見られたら、「もしかしたらいじめかもしれない」という高い意識をもちながら、早い段階から大人が的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知することが必要となってきます。

このため、ICTの活用も含めた定期的なアンケート調査や教育相談を行うことで子どものSOSを大人が拾いやすくし、電話相談窓口の周知等により、子どもがいじめを訴えやすい体制を整えることが必要です。

また、子どもたちは、地域社会の中で生活していることから、地域住民が子どもたち一人一人をしっかりと見守り、子どもたちの様子で気になることがあればすぐに連絡できるよう、学校は、窓口がどこなのか地域に知らせることも重要なことです。

(3) いじめに対応する

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全を確保し、いじめたとされる子どもに対して事情を確認したうえで適切に指導するなど、いじめの認知から解消まで滞りなく組織的な対応を行うことが必要です。

このため、教職員は日常的に、いじめを認知した場合はどのように対応するかについて、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備をあらかじめつくっておかなければなりません。

(4) 学校、家庭、地域で子どもを見守る

社会全体で子どもを見守り、健やかな成長を促すためには、学校、家庭、地域の連携が必要です。例えば、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）や学校評議員会等を活用して、地域のみなさんといじめの問題について協議する機会を設けたり、いじめの問題について学校、家庭、地域が連携した取組を推進したりすることができるよう、取組を進めていきます。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校だけではなく家庭や地域と風通しのよい関係づくりを進め、いざという時は協力し、子どもを守り支える体制をつくれるように準備することが必要です。

このように、学校、家庭、地域は子どもを中心に据えた連携・協働を進めると共に、子どもを守れる、心豊かで安全・安心な社会づくりをなしとげるためには、地域の行事や地域おこしの取組等、地域の活性化に向けた社会参画の動きを創り出し、地域ぐ

るみで子どもたちを守り、育て、伸ばしていく風土をつくっていくことも大切なことになります。

（５）関係機関とつながり子どもを支える

いじめの問題への対応においては、例えば、いじめる子どもに対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、なかなか子どもに理解をうながすことができないなど、十分な効果を上げることが難しい場合があります。そのような場合は、町と学校、そして関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）が連携しながら適切な指導や支援を行っていくことが大切になってきます。

したがって、学校は日常的に関係機関の担当者の連絡先を把握し、連絡会議を開催し、情報共有するなど、いざという時にすぐに連携協働体制が組めるような準備をしておくことが迅速な対応につながっていきます。

また、教育相談については、学校が必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図り、心の教育センター、少年サポートセンター、警察署、児童相談所、高知地方法務局等、子どもの課題にあった支援機関とつながり、連携しながら子どもを指導・支援していくことが大事です。

第2 いじめ防止等の対策

1 いじめ防止等の町の組織

(1)「四万十町いじめ問題対策連絡協議会」について

(いじめ問題対策連絡協議会)

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

町は、いじめを防ぐために関係する機関や団体との連携を図るため、条例により、町長部局、町教育委員会、学校、警察、児童相談所、地方法務局、弁護士や心理・福祉の専門家等に係る職能団体、PTAなどから構成される「四万十町いじめ問題対策連絡協議会」を定期的に行っています。

また、町教育委員会は、いじめ問題対策連絡協議会における関係機関等との連携を通して、いじめの重大事態の調査を行うための組織（第三者調査委員会等）の委員を確保するよう努めます。

(2) 教育委員会の附属機関について

第14条第3項 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

町は、この基本方針に基づくいじめを防ぐための取組を実効的に行うため、条例により、教育委員会に附属機関を設置しています。この附属機関は、町教育委員会といじめ問題対策連絡協議会とのスムーズな協力体制のもとに、いじめを防ぐための調査研究を行い、有効な取組を検討するため専門的見地からの審議を行うことを目的としています。附属機関のメンバーには専門的な知識や経験を有する第三者が入るようにし、公平性・中立性が確保されるよう努めます。

また、学校で発生した重大事態（法第28条に規定）に係る調査を、町教育委員会が行う場合、この附属機関が調査を行う組織となります。

2 いじめ防止等のために町が行うこと

(1) 学校が中心となって進める取組への支援

① いじめをさせない

ア 子どもの心を育む教育

○ 「夢」や「志」を呼び起こし、豊かな人間性を育む教育の推進

子どもが、それぞれの立場で自分のよさやこれから伸びる可能性があることなどを含めて、自分自身のことをよく知り、集団の中での自分をしっかりと位置づけ、将来を切り拓いていく力を身に付ける取組が必要です。そのためには、「人とつながり、人を思い、人に役立つ」ということを大事にしながら、それぞれの「夢」や「志」を育んでいかなければなりません。そのために、「学力向上」「基本的生活習慣の確立^{※3}」「社会性の育成」の3本柱の取組を通してキャリア教育を推進していきます。

○ 自尊感情や豊かな感性を育む教育の推進

【道徳教育の充実】

学校間連携、家庭・地域と連携した町ぐるみの道徳教育を推進します。町全体で家庭・地域と連携した道徳教育を推進し、子どもの道徳性の向上を図ることでいじめと向き合う子どもを育てます。

① 子どもの自尊感情^{※4}や社会性、規範意識^{※5}、思いやり等の豊かな心を育む。

② 子どもがいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することで、いじめに正面から向き合う姿勢を育む。

【分かる授業の実践】

③ 子どもの豊かな情操^{※6}や発達段階^{※7}に応じたコミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力等を育む。

④ 学力を向上させる取組やことばの力を高めるための読書活動、対話・創作・表現活動等を取り入れる。

【自然体験活動、集団宿泊体験等の体験活動の推進】

※3 基本的生活習慣：心と身体の健やかな育ちにとって大切な食事、運動、睡眠、排泄、清潔、衣服の着脱などの習慣

※4 自尊感情：自分自身を価値あるものとして尊重し、肯定的な評価を抱いている状態

※5 規範意識：集団生活や社会生活におけるきまりやルール、約束などに基づいて、主体的に判断し行動しようとする

※6 豊かな情操：美しいものや優れたものに触れて感動する豊かな心のこと

※7 発達段階：多くの子どもに共通して見られる成長の流れを指し、身体的・精神的な成長の段階のこと

- ⑤ 生命や自然を大切にし、感動や感謝の心、社会性や規範意識等を育てる。
- ⑥ 子どもが互いに認め合い、励まし合い、支え合える共感的な人間関係を育み、いじめの防止の基盤となる。

○ 情報モラル教育の充実

インターネット上のいじめは、「外部から見えにくい」「匿名性が高い」などの性質があるため、子どもが行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難です。軽い気持ちで行った行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすことがあります。また、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪^{※8}や侮辱罪^{※9}、民事^{※10}上の損害賠償請求の対象となり得ます。

このようなインターネット上のいじめの特質等を踏まえ、子どもに対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害^{※11}に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行います。また、情報モラル教育を通じた未然防止の取組として、教科等（保健体育科、家庭科、技術・家庭科、道徳科、特別活動等を横断した取組の充実を推進するとともに、「情報モラル教育実践事例集」「情報モラル教育実践ハンドブック」を活用した情報モラル教育の充実を促進します。

○ 法的な側面からいじめを考える教育の推進

いじめは人格を傷つける人権侵害行為であり、時には身体・生命・財産の安全を脅かす犯罪行為にもなるという認識と、いじめを受けた子どもや、社会に対する行為の結果の顧慮^{※12}と責任があるという自覚を持つよう働きかけることも必要です。そのような視点から、発達段階に応じて、弁護士等による法律的な視点からのいじめの未然防止教育を推進していきます。

あわせて、子どものいじめ防止等の意識を高めるために、学校と警察が連携していじめやインターネットの問題をテーマにした非行防止教室等を開催します。

○ 人権感覚を育む人権教育^{※13}の推進

子どもの人権が尊重され、安心して過ごせる環境をつくるために、すべての教育活動を通じて人権教育を基盤とした学級づくり、学校づくりに取り組む必要があります。そのために、子どもが自他の大切さを強く自覚し、よさ

※8 名誉毀損罪：刑法 230 条。公然と事実を適示し人の社会的評価を低下させた場合に成立する。

※9 侮辱罪：刑法 231 条。事実を摘示せず、公然と人を侮辱した場合に成立する。

※10 民事：民間のトラブル解決を目的として権利の保護、被害の回復等を図ること

※11 人権侵害：不当な差別、虐待その他の人権を侵害する行為をいう。

※12 顧慮：深く考えて、それに思いをめぐらすこと

※13 人権教育：自他の人権の実現と擁護のために必要な資質や能力を育成し、発展させることを目指す総合的な教育活動のこと

を認め合える人間関係を協力してつくることができるように、子どもに関わる学校の教職員の人権感覚を育成するための研修機会を積極的に提供します。

イ 子ども一人一人がもっている力の発揮

○ 自己指導能力^{※14}を獲得させる取組

いじめを生じさせないためには、全ての子どもにとって安全で安心な学校づくり・学級づくりが必要です。また、学校生活のあらゆる場面で、自己存在感を実感し、自己肯定感^{※15}や自己有用感^{※16}を高め、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる人権感覚を育むことが必要です。

そのため、学校の教育活動全体を通して、子どもが、深い自己理解に基づき、主体的に自己実現の道を選び取ることができる自己指導能力を身に付けさせることを意識した発達支持的生徒指導^{※17}の充実の推進を図ります。

○ 子どもの主体的な活動の推進

いじめを生じさせない・許さない学校づくりを推進するためには、次のことが重要です。

- ① 学級活動やホームルーム活動を通して、子どもの身の回りにある問題について主体的に話し合い、問題解決していくこと
- ② 児童会・生徒会活動等を通して望ましい人間関係を形成し、集団の一員としてよりよい学校づくりに主体的に参画すること

そのために、道徳科の授業はもとより、学級活動・ホームルーム活動、児童会・生徒会活動等の特別活動において、子どもが自らいじめの問題について考え、議論する活動を推進するとともに、「いじめ予防等プログラム」の積極的活用について周知します。

また、いじめやインターネットの問題の未然防止や解決に向けて、各学校の児童会・生徒会による実践交流や協議等を行ったり、インターネットの適正利用に関するルールづくりが推進されたりするよう、子どもの主体的な活動を支援します。

さらに、子どもが自らの考えを表現する機会のひとつとして人権作文コンテスト等の積極的な周知を行います。そして、「学校いじめ防止基本方針」の見直し等に際し、子ども自身のいじめ防止に対する考えや意見が反映されるような取組を推進・支援していきます。

※14 自己指導能力：その場で自分のためにもなり、他の人のためにもなる行動を考え、実行できる力

※15 自己肯定感：ありのままの自分を受け入れる感覚のこと

※16 自己有用感：自分が誰かの役に立っている、貢献している、他者から必要とされていると感じること

※17 発達支持的生徒指導：特定の課題を意識せず、全ての子どもに対して、学校の教育目標実現に向けて、全ての教育活動において進められる生徒指導

ウ 教職員の資質能力の向上

学校におけるいじめの未然防止の取組については、いじめの重大性を全教職員が認識し、いじめの態様や特質、原因や背景、具体的ないじめの認知や指導上の留意点等について教職員の間で共通理解を図り、校長を中心に組織的な協力体制を確立して実践に当たる必要があります。

○ 校内研修の実施の促進

各学校で、年に複数回、全ての学校の教職員がいじめ防止対策推進法の内容を理解するとともに、いじめに対する個々の教職員の認知力・対応力・支援力の向上や、法的な考え方に基づく対応、学校としての組織的な対応を図るための校内研修の実施を促すとともに、研修資料・情報提供等の支援を行います。

また、いじめの態様に応じた適切な対処ができるよう、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用した教職員のカウンセリング能力等の向上に向けた校内研修の推進を図ります。

さらに、「Let's feel じんけん」「いじめ予防等プログラム」「高知県生徒指導ハンドブック」等、指導資料を活用した校内研修の実施の促進・活性化に向けて、研修会等で具体的な活用方法の周知・普及を図ります。

○ 集合研修の充実

子どものモデルとなる教職員の人権感覚を育成するため、教育センター等での研修を系統的・計画的に実施します。また、管理職等を対象に、人権教育の推進に関する研修を実施し、いじめをさせない体制の充実を図ります。

○ 障害のある子どもに対する指導の在り方についての理解

発達障害を含む障害のある子どもが、周囲の子どもに十分に理解されず、いじめの「被害」を受けないよう、学校の教職員を中心とした周りの大人が最大限の支援を行わなければなりません。

そのためには、教育的な活動を通して障害に対する理解を周囲に促していくことが大切です。あわせて障害のある子どもだけでなく、生活の中でつまずきやすい子どもを含めた、すべての子どもが互いの特性を理解し合い、助け合ってともに伸びていこうとする学級集団づくりを行う必要があります。

また、障害のある子どもに対して、一人一人の教育的ニーズに応じた効果的な支援や指導を行うために、「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」を作成する等、早期からの支援体制を一層整備します。また、「就学時引き継ぎシート」「支援引き継ぎシート」を活用した校種間の引継ぎなどを効果的に利用し、特別支援教育のさらなる充実を図ります。

② いじめに気づく

ア いじめの実態をつかむ

各学校において、年2回以上、県教育委員会が作成した「いじめアンケート」による調査を実施するとともに、Q-U質問紙や体罰調査等の結果や、各学校の実情に応じて、ICTの活用、個別面談、日記や家庭訪問などさまざまな取組を組み合わせ、いじめの認知に努めるよう求めます。また、子ども一人一人の状態を知り、いじめの早期発見にもつながるよう、学習支援プラットフォーム「きもちメーター」の活用促進を図ります。そして、学校における定期的なアンケート調査や個人面談の取組状況等については、点検を行います。

さらに、いじめの重大事態化を防ぐため、子どもがいじめの被害を受けた時に、誰にどうやって助けを求めたらよいか、具体的かつ実践的な方法や、いじめのことで友人に助けを求められた時に、どのように対応したらよいのかを学ぶ「SOSの出し方教育」を推進します。

イ みんなが安心して相談できる環境づくり

心の教育センターのワンストップ&トータル^{※18}な相談支援体制の充実を図るとともに、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置拡充により、各学校における校内支援会の充実などチーム学校による組織的な校内支援体制の確立を図ります。そして、「いじめをさせない」取組や「いじめに気づく」取組を通して、いじめの早期解決につなげます。組織的な支援を進めるにあたっては、些細なことでも報告し、常に問題を学校全体で共有できる雰囲気や、対応について困った時に、具体的な助言や助力をしてもらえる等、受容的^{※19}・支持的^{※20}・相互扶助的^{※21}人間関係が形成されるよう啓発を行います。

また、心の教育センター、少年サポートセンター、児童相談所等における相談や、「24時間子どもSOSダイヤル」「SNS等を活用した相談」の実施により、常時いじめの相談に応じることができる体制を整備し、子どもから活用されるよう、積極的に知らせていきます。特に、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーが、学校のいじめ対策組織のメンバーとなっている場合は、自らその一員であることを子ども、保護者等に積極的に伝える取組を行います。

なお、周知の際には子どもに対し、自ら周囲に援助を求めることの重要性を理解させるよう努めます。

※18 ワンストップ&トータル：1か所で用事が足りること、ばらばらのものをまとめること

※19 受容的：相手の思いを受け止められる状態

※20 支持的：相手の意見や行動などをよいと認め、援助すること

※21 相互扶助：互いに助け合い、支え合うこと

ウ 関係機関と子どもを見守る体制づくり

学校では取り扱いの判断が困難な事例も想定されるため、学校及び町教育委員会と警察との日常的な情報共有体制の構築を促進します。また、法務少年支援センター等の関係機関との連携の強化を図ります。

③ いじめに対応する

ア 「緊急学校支援チーム」による支援

学校において、いじめにより子どもの生命に関わるような緊急事案が発生した場合や、学校だけでは解決が困難な事案について、学校の求めに応じて、指導主事等の職員、臨床心理士、弁護士、教員経験者、警察経験者等で構成された「緊急学校支援チーム」等の派遣を県に要請します。そして、子どもやその保護者及び教職員の心の安定を図るとともに、日常の学校生活への回復に向けた助言を行い、適切に支援を行います。なお、学校に対し、いじめへの対処の際にこれらの支援を行うことを、予め周知しておきます。

イ インターネット上のいじめへの対応

インターネットを通じて行われるいじめを監視する学校ネットパトロールの実施などにより、インターネット上のいじめに早く気づき、解決するための体制整備を図ります。

(2) 教職員が子どもと向き合える体制づくり

教職員が子どもたちとしっかり向き合い、保護者、地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、いじめの防止等に学校として一丸となって組織的に取り組んでいくことができるような学校指導体制の整備が重要です。そのために、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭や養護教諭その他の教職員の配置、いじめ防止を含む教育相談に応じるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置、いじめへの対処に関し、助言を行うために学校の求めに応じて派遣される弁護士等の確保等、必要な措置を講じます。

また、部活動休養日の設定、運動部活動支援員等の配置、教職員が行う業務の明確化を含む業務分担の軽減を図ります。

さらに、学校において対応が難しい事案について、スクールロイヤー制度を活用するなど、初期対応の段階のみならず、予防的にも活用することができる法務相談体制を構築し、周知と活用の促進を図ります。

(3) 学校、家庭、地域、関係機関が協力し進める取組

① P T Aや地域が協力する

P T Aや地域の関係団体と連携し、いじめの背景となっている子どもを取り巻く諸問題や、子どものサインに気づく方法、法の趣旨及び法に基づく対応などについて、「いじめ予防等プログラム」を活用した研修の機会を設けるといった、いじめの問題について家庭、地域と連携した取組を推進します。また、いつでも悩みを相談できる県内の相談事業に関する周知を図ります。

また、インターネット問題^{※22}は、S N S等、多くの人が目にする場所で発生することが多く、本人や保護者の訴えのみならず、ネットパトロール等、外部の機関の協力を得ることも重要な方策です。加えて、学校、家庭、地域が連携して取り組む必要があります。インターネットの危険性の周知のみならず、危険を回避するためのフィルタリングの設定やルールづくり等、子どもが安全に安心してインターネットを利用できるよう、保護者に対する啓発活動を行い、インターネットの適正利用に関するP T Aや家庭でのルールづくりを推進します。^{*24}

② 地域とともにある学校をつくる

保護者・地域住民が学校運営に積極的に参画する学校運営協議会（コミュニティ・スクール）や学校評議員制度、開かれた学校づくり推進委員会等を推進することにより、いじめの問題等、学校が抱える課題を共有し地域ぐるみで対応する仕組みづくりを進めます。

③ 地域全体で子どもの育ちを支える仕組みづくり

放課後等に子どもたちが安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後子ども教室及び放課後児童クラブの活動を支援するとともに、地域住民の参画を得て、基本的な生活習慣の獲得や社会性の育成など子どもたちの成長を支える活動を支援します。

また、学校と地域が連携・協働し、地域全体で子どもたちを見守り育てる体制づくりを推進するため、地域学校協働本部の活動内容の充実等に取り組みます。

さらに、民生委員・児童委員や主任児童委員が日頃から学校と関わりを持ち、厳しい環境に置かれている子どもを学校と地域が連携して見守る体制を強化した、高知県版地域学校協働本部への展開を推進します。

そして、子どもや保護者の居場所となるとともに、地域における見守りの場としての機能が期待される「子ども食堂」の支援を行います。

^{※22} インターネット問題：「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（令和4年6月改正）には、保護者の責務として、子どものインターネットの利用状況を適切に把握することや、フィルタリングの利用等によりインターネットの利用を適切に管理すること等が示されている。

④ 幼児期の教育におけるいじめをさせない取組の推進

いじめ予防等のためには、幼児期の教育においても、発達段階に応じて、幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持って行動できるよう、取組を促します。また、保育者や保護者に対する「いじめをさせない」ための、幼児への関わりの重要性について理解を深める取組を行います。

(4) 県教育委員会との協力

町におけるいじめの防止等のための取組を推進するため、広域連携の枠組も活用しながら、必要な指導助言や情報提供の要請を行うとともに、県教育委員会に対して、必要な財政上の支援や人的体制の整備等に協力を求めます。特に、組織の構成員になり得る外部専門家等の人材が限られることが想定されることから、外部専門家等の関係団体との円滑な連携が図られるよう支援の要請に努めます。

(5) 学校評価を行う時に気をつけること

学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、「いじめがあるかどうか」や「いじめが多いか少ないか」のみを評価するのは望ましくありません。日常の子ども理解、「いじめをさせない」取組や早期に「いじめに気づく」取組、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底することが必要です。そして、子どもや地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むようにしなければなりません。

したがって、学校いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、いじめを早く見つけ解決するためのマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるよう、各学校に対して必要な指導・助言を行います。

(6) 町民のいじめ問題への関心を高め、正しい理解を深める取組の推進

保護者や地域住民など町民に広く、本基本方針やいじめ防止等の取組についての理解を促すよう、ポスターやリーフレットの配布などにより、広報啓発の充実を図ります。また、いじめの問題をはじめとする「子どもの人権」等に関する研修・啓発及び広報活動を充実させます。

3 いじめ防止等のために学校が行うこと

学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等の取組のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップのもと、一致協力体制を確立することが大切です。また、町教育委員会とも適切に連携のうえ、学校の実情に応じた取組を推進することが必要です。

(1) 学校いじめ防止基本方針をつくる

(学校いじめ防止基本方針)

第 13 条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための取組に関する基本的な方針を定めるものとする。

① 学校いじめ防止基本方針に必要なこと

各学校は、国、県及び町の基本方針を参酌^{※23}し、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定めます。

学校いじめ防止基本方針を定める意義としては、次のようなものがあります。

- 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく学校組織として一貫した対応となります。
- いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、子ども及びその保護者に対し、子どもが学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながります。
- 学校いじめ防止基本方針の見直しに際し、子どもの意見を取り入れることにより、子どもがいじめ問題についての意見を表明し、いじめ防止の取組に主体的に参画することにつながります。
- いじめた子どもへの成長支援の観点を基本方針に位置付け、厳しく指導する側面だけではなく、いじめた子どもが内面に抱える不安や不満、ストレスなどを受け止めるといった、寄り添う姿勢を心がけることにより、「いじめをしない子ども」へと成長できる、いじめた子どもへの支援につながります。

学校いじめ防止基本方針には、いじめをさせない取組、いじめを早く見つけ解決する取組の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、教職員の資質向上に資する校内研修の充実、いじめを早く見つけるためにいじめ発生から必要な情報共有を図ることができるよう、日常からの関係機関との連携の在り方など、いじめをさ

※23 参酌：他と比べ合わせて参考にする事

せない、いじめを早く見つけ解決するなどいじめの防止等全体に係る内容であることが必要です。

その中核としては、「いじめに向かわない態度・能力の育成」及び「いじめが起きにくく、いじめを許さない環境づくり」のために、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定め、その具体的な指導内容のプログラム化を図ること（「学校いじめ防止プログラム」の策定等）が必要です。

また、ICTの活用を含めた、アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等のあり方についてのマニュアルを定めること（「いじめを早く見つけ解決するためのマニュアル」の策定等）や、それを徹底するため、「チェックリストを作成・共有して全学校の教職員で実施する」などといったような具体的な取組を盛り込む必要があります。そして、これらの学校いじめ防止基本方針の中心的な事項は、同時に学校いじめ対策組織の取組によるいじめをさせない、いじめを早く見つけ解決するための行動計画となるよう、教職員の資質能力向上を図る校内研修の取組も含めて、年間を通した当該組織の活動が具体的に記載されるものとしします。

さらに、いじめた子どもに対する成長支援の観点から、いじめた子どもが抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めることも望ましいです。

加えて、より実効性の高い取組を実施するため、学校いじめ防止基本方針が、当該学校の実情に即して適切に機能しているかを学校いじめ対策組織を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを、学校いじめ防止基本方針に盛り込んでおく必要があります。

そのために、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を、学校評価の評価項目に位置付けます。また、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、いじめを早く見つけ解決するためのマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）についての達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価します。そして、各学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る必要があります。

② 学校いじめ防止基本方針をつくる時に気をつけること

学校いじめ防止基本方針の策定・見直しを行うに当たっては、子ども、保護者、地域住民にとって分かりやすい表現を心がけることが大切です。あわせて方針を検討する段階から保護者、地域住民、関係機関等が参加した学校いじめ防止基本方針になるようにすることが、学校の取組を円滑に進めていくうえでも有効です。これらの関係者と協議を重ねながら具体的ないじめ防止等の取組についての連携について定めることが望ましいです。また、学校いじめ防止基本方針の策定・見直しに際し、いじめの防止等について子どもの主体的で積極的な参加を促し、子どもの意見を取り入れるなど、子どもがいじめの問題を自分のこととして考え、

議論し、自分たちの意見を表明する機会を確保できるようにします。

さらに、策定・見直しをした学校いじめ防止基本方針については、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を確認できるようにし、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に子ども、保護者、関係機関等に説明します。

(2) 学校にある「いじめの防止等の取組のための組織」

(学校におけるいじめの防止等の取組のための組織)

第 22 条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

学校は、学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うための「組織(学校いじめ対策組織)」を置きます。

① 組織(学校いじめ対策組織)の役割

学校いじめ対策組織は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担います。具体的には、次に掲げる役割が挙げられます。

【いじめをさせない】

- いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを担う役割
- インターネット上のいじめをはじめとする、学校だけでは取り扱いの判断が困難な事例も想定されることから、いじめをさせない取組の段階においても、スクールサポーター制度の活用等、日頃から警察との情報共有を行う体制を構築する役割

【いじめに気づく・いじめに対応する】

- いじめに早く気づくため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- いじめに早く気づき、解決するため、いじめの疑いに関する情報や子どもの問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに係る情報(いじめが疑われる情報や子ども間の人間関係に関する悩

みを含む。)があった時に緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係する子どもに対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

- いじめられた子どもに対する支援や、いじめた子どもに対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（P D C Aサイクルの実行を含む。）

などが想定されます。

「いじめが起きにくく、いじめを許さない環境づくり」を実効的に行うためには、学校いじめ対策組織は、子ども及び保護者が、この組織が校内に存在していることや、どんな活動をしているのかが分かるようにする取組（例えば、全校集会の際にいじめ対策組織の教職員が子どもの前で取組を説明する等）を実施する必要があります。また、いじめを早く見つけるためには、学校いじめ対策組織は、いじめを受けた子どもを徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であることを子どもが認識するようにしていく必要があります。

なお、町教育委員会は、以上の組織の役割が果たされているかどうか確認し、必要な指導・助言を行います。

さらに、子どもに対する定期的なアンケートを実施する際に、子どもが学校いじめ対策組織が校内にあるということや、その活動内容等について具体的に分かっているかどうかを調査し、取組の改善につなげることも有効です。

学校いじめ対策組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制を整えることが必要です。特に、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり、この組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、子どもの些細な変化や気になること、子どもからの訴えを、抱え込まずに、又は対応しなくてよいと個人で判断せずに、直ち

に全てこの組織に報告・相談します。加えて、この組織に集められた情報は、子ども一人一人ごとに記録され、複数の教職員で情報の集約と共有化を図ります。そして学校は平時において、学校基本方針やマニュアル等に基づき、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定めておく必要があります。

これらのいじめの情報共有は、個々の教職員の責任追及のために行うものではなく、気づきを共有して早い対応につなげることが目的であり、管理職は、リーダーシップをとりながら情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む必要があります。いじめを発見した教職員が一人で抱え込むことなく、些細なことでもいじめ防止対策組織に報告し、常に問題を学校全体として共有し取り組んでいくとともに、好事例についても日常的に共有する雰囲気を作り出すことが必要です。

また、学校いじめ対策組織は、各学校の学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対応がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を担う役割が期待されます。

② 組織（学校いじめ対策組織）のメンバー

学校いじめ対策組織が、組織的対応の中核として機能するような体制を確立するため、管理職を含めた複数の教職員で構成するとともに、可能な限り、「心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者」として、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家に当該組織に参加してもらい、実効性のある構成とする必要があります。

なお、「複数の教職員」については、学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、人権教育主任、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動指導に関わる教職員、学校医から、学校の実情に応じて決定します。これに加え、個々のいじめをさせない取組・いじめに早く気づき、解決する取組に当たって関係の深い教職員を追加します。

③ 組織（学校いじめ対策組織）を運営する時に気をつけること

各学校におけるいじめ対策組織には、子どもに最も接する機会の多い学級担任や教科担任等が参加し、学校の内いじめの取組の企画立案、いじめを早く見つけ解決できる取組等を学級担任を含めたすべての教職員が経験できるようにし、教職員の経験年数やクラス担任制の垣根を越えた教職員同士の日常的なつながりや同僚性を向上させます。

そして、「いじめをさせない」取組、「いじめに早く気づく」取組、「いじめの対応」の実行化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるような柔軟な仕組みにすることが有効です。

また、組織を実際に機能させる時は、適切に外部専門家の助言を得ながら機動的に運用できるよう、構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担しておくなど、学校の実情に応じて工夫することも必要です。

なお、重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応することも考えられます。

(3) 学校がいじめ防止等のために行うこと

町教育委員会及び学校は、連携して「いじめをさせない」・「いじめに気づく」取組を行い、いじめが発生した際は「いじめの対応」に当たります。

① いじめをさせない

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての子どもを対象に、「いじめをさせない」取組として、子どもが自主的にいじめの問題について考え、議論し、自分の意見を表明するといった、いじめの防止に資する活動に取り組めます。

指導に当たっては、発達の段階に応じて、子どもがいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、実践的な取組を行います。また、その際、

- いじめは重大な人権侵害に当たり、いじめられた子ども、いじめた子ども及び周囲の子どもに大きな傷を残すものであり、決して許されないこと
- いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること

等についても、事例（裁判例等）を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取組を行うとともに、

- 子ども同士がつながる、子どもと地域の大人がつながる、学校・家庭・地域・関係機関がつながる、こうした取組により、豊かな人間関係をつくりあげていくことで、いじめを生まない環境を整えていくことが大切です。そして、子ども一人一人がいじめをしない態度・能力を身に付けるように働きかけていくことが求められます。

また、「いじめをさせない」ために、子ども同士が心を通わせられるコミュニケーション能力を育むとともに、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行います。

そして、きれいな学校や教室といった子どもたちが物理的、身体的にも過ごしやすい環境を整えることも大切です。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレ

スにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくります。

何よりも、いじめを受けた時やいじめではないかと思った時、遠慮せずに話ができることや、解決に向けて自己主張ができる人間関係を築いていくことが大切です。

子どもに対するアンケート・聴き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめられた子どもを助けるためには他の子どもの協力が必要となる場合があります。このため、学校は子どもたちに対して、いじめに気づいたら、学校いじめ対策組織への報告をするなど、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。また、悩みがあることは「恥ずかしいこと」と思い込み、人に相談することを否定的に捉える子どもも見られるため、いじめの被害を受けた時に、誰にどうやって助けを求めたらよいか、具体的かつ実践的な方法や、いじめのことで友人に助けを求められた時に、どのように対応したらよいのかを学ぶ「SOSの出し方教育」等を積極的に行います。

さらに、学校の教職員の言動が、子どもを傷つけたり、他の子どもによるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払います。

- 発達障害を含む、障害のある子どもがかかわるいじめについては、学校の教職員が個々の子どもの障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、子どものニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要です。
- 海外から帰国した子どもや外国人の子ども、国際結婚の保護者を持つなど外国につながる子どもは、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、学校の教職員、子ども、保護者等の外国人の子ども等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行います。
- 性的志向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する子どもの理解の増進について、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、子どもの心身の発達段階に応じた教育又は啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等に努めます。
- 大規模災害等により被災した子ども（以下、「被災した子ども」という）については、被災した子どもが受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を学校の教職員が十分に理解し、その子どもに対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、いじめをさせない、いじめを早く見つける取組を行います。

上記の子どもを含め、学校として特に配慮が必要な子どもについては、日常的に、当該子どもの特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の子どもに対する必要な指導を組織的に行います。

② いじめに気づく

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを学校の教職員は認識し、いかなる兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要です。

このため、日頃から子どもの見守りや信頼関係の構築等に努め、子どもが示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ちます。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、子どもがいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組みます。

各学校は、学校いじめ防止基本方針において、ICTの活用を含めたアンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておく必要があります。

アンケート調査や個人面談において、子どもが自らSOSを発信すること及びいじめの情報を学校の教職員に報告することは、その子どもにとっては多大な勇気を要するものであることを学校の教職員は理解しなければなりません。これを踏まえ、学校は、子どもからの相談に対しては、必ず教職員等が迅速に対応することを徹底します。また、保護者との間に不信感が生まれてしまうことのないよう、初期の段階から、確認された事実を伝え、指導・援助方針についても丁寧に説明していきます。

その際、いじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるよう、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用して、教職員のカウンセリング能力等の向上を図るための校内研修を計画的に実施しておきます。

① いじめに対応する

法第23条第1項は、「教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」としており、学校の教職員がいじめを発見し、または相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し、いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければなりません。つまり、特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、同項の規定に違反し得るということになります。

子どもから学校の教職員にいじめ（疑いを含む）に係る情報の報告・相談があった時に、学校が当該事案に対して速やかに具体的な行動をとらなければ、子どもは「報告・相談しても何もしてくれない」と思い、今後、いじめに係る情報の

報告・相談を行わなくなる可能性があります。このため、いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、他の業務に優先し、かつ、即日、当該情報を速やかに学校いじめ対策組織に報告し、学校の組織的な対応につなげる必要があります。

また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要があります。

学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、いじめられた子どもやいじめを知らせてきた子どもを徹底して守り通さなければなりません。

いじめた子どもに対しては、いじめた子どもの人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導します。

指導に当たっては、いじめはいじめられた子どもの人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる必要があります。また、いじめた子どもが抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、いじめた子どもの安全・安心、健全な人格の発達に対する配慮も必要です。

どうしていじめに向かってしまったのか、いじめをした子どもにも寄り添って、いじめをした理由や背景についてもいじめた子どもに寄り添って一緒に考え、いじめを繰り返さないように支えていくことも求められます。

なお、いじめた子どもの立ち直りを促していくためには、保護者との連携が不可欠であるため、保護者の理解や協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行います。

これらの対応については、学校の教職員全員の共通理解や保護者との連携にとどまらず、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組むことで、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止します。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

○ いじめに係る行為が止んでいること

1つ目は、いじめられた子どもに対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していることです。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とします。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校を設置した教育委員会等又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとします。教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめられた子どもやいじめた

子どもの様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行います。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視します。

○ いじめられた子どもが心身の苦痛を感じていないこと

2つ目は、いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめられた子どもがいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることです。いじめられた子ども本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

いじめが解消に至っていない段階では、いじめられた子どもを守り通し、その安全・安心を確保する責任が学校にはあります。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまでいじめられた子どもの支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行します。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを念頭に置き、教職員は、いじめられた子ども及びいじめた子どもについては、日常的に注意深く観察する必要があります。

さらに、必要に応じ、いじめられた子どもの心的外傷ストレス（PTSD）等のいじめによる後遺症へのケアを行います。

4 重大事態への対処

(1) 町教育委員会又は学校による調査

重大事態が発生した場合、その調査の在り方については、以下の事項に留意のうえ、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和6年8月改訂 文部科学省）を参考として、適切に対処しなければなりません。

① 重大事態の発生と調査

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

ア 重大事態の意味

第一号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、

- 子どもが自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

など、いじめを受ける子どもの状況に着目して判断します。

第二号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。ただし、子どもが一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、町教育委員会、又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要です。

また、子どもや保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立て

があった時は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。子ども又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意します。

イ 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校は町教育委員会を通じて、町長へ事態発生について報告します。

ウ 調査の趣旨及び調査主体

重大事態に係る事実関係の調査を行うに当たっては、いじめがあったかどうかを厳格に判断することに、ことさらにとらわれるのではなく、学校が調査を通じて把握した事実をしっかりと受け止め、当該子どもに対する適切な支援につなげていくことが最も重要です。

調査の主体は、学校又は町教育委員会となります。なお、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同じようないじめの発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと町教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、町教育委員会において調査を実施します。

学校が調査主体となる場合であっても、町教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行うこととします。

エ 調査を行うための組織

町教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断した時は、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設けます。

この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

重大事態が起きてから急遽この組織を立ち上げることは困難です。したがって、町教育委員会が調査主体となる場合、法第 14 条第 3 項において教育委員会に平時より設置されている、いじめ防止等のための取組を実効的に行うための組織である附属機関が調査を行うための組織となります。

また、学校が調査の主体となる場合、法第 22 条に基づき学校に必ず置かれることとされている、学校いじめ対策組織を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によることも考えられます。

オ 事実関係を明確にするための調査の実施

いじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか(どのようなことをされたのか)、いじめを生んだ背景事情や子どもの人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査します。

なお、この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

町教育委員会及び学校は、附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければなりません。

a いじめられた子どもからの聴き取りが可能な場合

いじめられた子どもからの聴き取りを十分に行うとともに、在籍している子どもや教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査等を行います。

その際、いじめられた子どもや情報を提供してくれた子どもを守ることを最優先とする。また、いじめた子どもへの指導を行い、いじめ行為を止めるとともに、いじめられた子どもの事情や心情を聴取し、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行います。

さらに、町教育委員会がより積極的に指導・支援を行い、関係機関とも適切に連携し対応に当たります。

b いじめられた子どもからの聴き取りが不可能な場合

いじめられた子どもからの聴き取りが不可能な場合は、いじめられた子どもの保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在校生や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査を行います。

(自殺の背景調査における留意事項)

自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施します。その際、亡くなった子どもの尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行います。

自殺の背景調査の在り方については、以下の事項に留意のうえ、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省・子どもの自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考にします。

- 遺族の要望・意見を十分に聴取し、できる限りの配慮と説明を行います。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行います。
- 遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案します。その際、調査の目的・目標、調査

を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針等について、できる限り、遺族と合意しておきます。

- できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努めます。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供を行う。なお、亡くなった子どもの尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考に、報道機関に対して適切に対応します。

カ 調査実施におけるその他の留意事項

- 重大事態が発生した場合に、関係のあった子どもが深く傷つき、在校生や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合があります。町教育委員会又は学校は、子どもや保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、プライバシーへの配慮を行います。
- 事案の重大性を踏まえ、いじめた子どもに対して出席停止の措置を行った場合には、出席停止の期間における学習への支援など教育上必要な措置を講じ、いじめた子どもの立ち直りを支援します。また、いじめられた子ども又はその保護者が希望する場合には、就学等の弾力的な対応を検討することも必要です。
- いじめの態様が犯罪行為として取り扱うべきであると認める時は、警察と連携して対処するものとし、いじめられた子どもの生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがある時は、直ちに警察に通報し、適切に援助を求める必要があります。

② 調査結果の提供及び報告

第 28 条第 2 項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定（P29 参照）による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

ア いじめられた子ども及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

町教育委員会又は学校は、いじめられた子ども及びその保護者に対し、調査により明らかになった事実関係等について、適時・適切な方法で情報提供を行います。

その際、他の子どものプライバシー保護等、関係者の個人情報に十分配慮す

します。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはなりません。

また、アンケート調査の結果については、いじめられた子ども又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、調査対象となる在校生やその保護者に説明するなどの措置が必要であることに留意します。

イ 調査結果の報告

調査結果については、町長に報告します。

調査結果の説明を踏まえて、いじめられた子ども又はその保護者が希望する場合には、いじめられた子ども又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて町長に送付します。

(2) 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置

(公立の学校に係る対処)

第 30 条 地方公共団体が設置する学校は、第 28 条第 1 項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第 28 条第 1 項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

(私立の学校に係る対処)

第 31 条 学校法人（私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 3 条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第 28 条第 1 項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事（以下この条において単に「都道府県知事」という。）に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第 28 条第 1 項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

① 再調査

重大事態が発生した旨の報告を受けた町長は、当該報告に係る重大事態への対処又は再発防止のため、必要があると認めるときは、専門的な知識又は経験を有す

る第三者等による附属機関を設置し、町教育委員会又は学校が行った調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行います。

この附属機関については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的な知識及び経験を有する者であって、このいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図り、当該調査の公平性・中立性を図ります。

再調査についても、いじめられた子ども及びその保護者に対して、適時・適切な方法で調査の進捗状況等及び調査結果を説明します。

② 再調査の結果を踏まえた措置等

学校の場合、町長及び町教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、この調査に係る重大事態への対処又は再発防止のために必要な措置を講ずるものとします。また、私立学校の場合、知事は、私立学校法の規定等に定める権限に基づき、必要な措置を講ずるものとします。

また、学校について再調査を行った時、町長はその結果を議会に報告します。議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じて、個人のプライバシーに対して必要な配慮を行います。

第3 その他留意事項

町は、本基本方針の策定から3年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案して、本基本方針の見直しを検討し、必要があると認められる時は、その結果に基づいて必要な措置を講じます。

加えて、町は学校における学校いじめ防止基本方針について策定状況を確認します。